



法人設立以来未接触のゴミ収集・運搬業の同族法人を調査することになりました。法人から提出された法人事業概況書によると、営業所があったので事前に外観調査を何度か行いましたが、シャッターが下りて電気のメーターも動いていません。この事実を踏まえ法人税の調査に着手しました。

外観調査と事実確認

調査官 法人設立以来調査に何っていませんでしたので、会社の業種・業態の確認をさせてください。

社長 一般家庭用のゴミの収集と資源ゴミの収集・運搬をやっています。

調査官 従業員は何名ですか。

社長 20人です。

調査官 全員の賃金台帳と履歴書を見せてください。

社長 先に言っておくけれど従業員のうち身内の分は履歴書がないよ。

調査官 息子さんと娘さんがそうですね。奥様は役員ですが何を担当されているのですか。

社長 経理と庶務をやらしているけど。

調査官 息子さんと娘さんはゴミの収集作業に従事されているのですか。

社長 息子は現場回りで娘は事務をやってもらっているけど、何か？

調査官 出勤表と作業予定表を見ると奥様を含め親族の方の記載がありませんね。社内には事務の女性が1人しかいませんが、親族の方はどちらに行かれていますか？

社長 (言葉に詰まったが) 営業所に行ってもらっているよ。

調査官 おかしいですね。事前に何回か営業所を見たのですが稼働している気配がありませんでしたよ。

社長 そんなことはない。たまたまいなかっただけだよ。

調査官 郵便受けはないし、電気のメーターも動いた形跡がありません。

近隣の人にも聞いたのですが、営業所が開いているのを見たことがないと言っています。社長、営業所はやっていませんか。



イラスト 渡辺 正義

社長 ……

調査官 これでは調査が進展しませんので、こちらで調べさせていただきます。

調査官は直ちに代表者宅に臨場しました。代表者の妻が自宅にいたので調査内容を説明したところ、勤務実態はなく給与も受け取っていないことを認めました。

また、息子は運送会社に勤務しており、娘は近隣のコンビニでアルバイトをしていることが分かり、娘については帰宅後に本人確認を行い、事実であることが判明しました。

翌日、調査官は再度会社に臨場。

調査官 社長、奥様から聞かれたでしょう。そろそろ話してくださいよ。

社長 申し訳ない。架空給与を計上していました。

社長を厳しく追及した結果、個人的な遊興費等に使用してしまったことが分かり、社長への認定賞与として法人税と源泉所得税が追徴課税されました。

この調査のポイントは念入りの外観調査により実態を押さえたことと、素早く事実確認を行ったことでした。